

新型コロナ臨時取扱い、9/30まで延長決定

—新型コロナウイルス感染症にかかわる診療報酬算定について その28—

発熱診療等医療機関で算定できる「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」における一部の加算の算定期限が9月30日まで延長されることが7月22日、明らかになった。協会や保団連の要望が実った形。同取扱いは7月31日で終了となる予定だった。

算定期限が延長となったのは、以下の①、②の点数。具体的な取扱いは7月22日付で発出された事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その72）」で示されている。

①二類感染症患者入院診療加算（外来診療）250点

⇒8月1日から9月30日までの間は、当該保険医療機関において患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為がある場合（※）に、当該点数を算定することができる。

※新型コロナウイルス感染症に関して初診である場合（厚労省口頭確認）に算定可能。初診料算定時と同義ではない。

算定例）高血圧で診療継続中の患者がコロナ疑いで受診し再診料を算定する場合→算定可
風邪様症状で2回目以降に受信した場合→算定不可

②電話等による診療（コロナ陽性患者の電話診療時、高リスク患者）147点

⇒8月1日から9月30日までの間は、引き続き算定できる。

※①、②の算定に当たっては、発熱診療等医療機関である旨を自治体のホームページで公表している必要がある。②は健康観察を保健所等から委託されている場合でも可。

新型コロナ感染症の算定点数、今一度ご確認を！

新型コロナ感染症の急拡大に伴い、協会にはコロナ陽性患者等に対する算定点数に関し問い合わせが連日寄せられている。下記に2月22日に発行したFAXニュースに掲載した新型コロナ疑い患者の外来受診時の算定チャートを再掲（加筆・修正あり）するので、ご確認いただきたい。

【COVID-19 診療・検査等の算定チャート】

患者負担	診察・トリアージ・検体採取	検査		検査当日の処方等		
	保険診療 (1～3割負担)	検査公費 (負担なし) 横浜市：28141505 ※2		①その場で陽性確定 (発生届提出)	②その場で 陰性結果	③後日結果 がわかる
算定点数	◆初診料 ※1 再診料（外来管理加算）※1	【PCR検査】		療養公費（負担なし） 共通：28140606 ※3		
	◆院内トリアージ実施料300点	◆SARS-CoV-2 核酸検出 700点	◆微生物学的 検査判断料 150点	保険診療 (1～3割負担)		
	◆二類感染症患者入院診療加算 250点 ⇒発熱診療等医療機関の指定を受け、県HPで医院名を公表している場合に限る ※8/1からは医学的に初診の患者のみ	【抗原検査】		◆処方箋料等		
	◆鼻腔・咽頭拭い液採取25点 ⇒唾液検体は算定不可	◆SARS-CoV-2 抗原検出（定性）300点 抗原検出（定量）560点	◆免疫学的検査判断料 144点	◆救急医療管理加算1 950点		
		◆SARS-CoV-2・インフルエンザ抗原同時検出（定性）420点		◆処方箋料等		

※1 乳幼児感染予防策加算（6歳未満50点）、時間外加算等も算定可（要件により）

※2 公費負担者番号は自治体により異なる（下記）。受給者番号は県内共通で9999996

横浜市：28141505、川崎市：28142503、横須賀市：28143501、相模原市：28144509、藤沢市：28145506、茅ヶ崎市：28146504、左記以外：28140507

※3 公費負担者番号は28140606、受給者番号は9999996（いずれも県内共通）